

千曲市告示第59号

千曲市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月26日

千曲市長 小川 修

千曲市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等  
に関する要綱の一部を改正する告示

千曲市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（令和2年千曲市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年厚生労働省令第28号」の次に「。第5条において「指定計画相談支援人員配置基準」という。」を、「平成24年厚生労働省令第29号」の次に「。第5条において「指定障害児相談支援人員配置基準」という。」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（契約内容の報告）

第5条 指定計画相談支援人員配置基準第6条及び指定障害児計画相談支援人員配置基準第6条の規定による報告は、指定計画相談支援・指定障害児相談支援契約内容報告書（様式第4号）により行うものとする。

様式第3号の次に次の様式を加える。

千曲市（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）契約内容報告書

年 月 日

（宛先）千曲市長

事業者番号		
事業者及びその事業所の名称代表者		

下記のとおり当事業者との契約内容（障害福祉サービス受給者証・通所受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

障害福祉サービス受給者証番号		通所受給者証番号	
支給（給付）決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る児童氏名	

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約日（又は契約支給量を変更した日）	契約期間	理由
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 その他
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 その他
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 その他
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 その他

附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行する